主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨第一点は原審が適法にした事実の認定を非難するに帰着し、論旨第二点は原 判示事実に副わない事実に立脚して原判決を論難するにすぎない(引用の大審院判 例の事案もまた本件に適切ではない)から、いずれもとり得ない。論旨第三点は独 自の見解を主張して原審の正当の判断を攻撃するもので、これまたとり難い。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_